

## 第1回伊丹市いじめ防止等対策審議会 議事録

日 時 平成28年5月30日(月) 10:00~11:30

場 所 伊丹市立総合教育センター 2階 研修室

出席者 新井 肇 委員長、佐藤 幸宏 副委員長、池田 修一 委員、石崎 和美 委員、  
大路 周宏 委員、岡野 英雄 委員、 鈴木 隆一 委員、田中 孝治 委員、  
中西 史宏 委員、仲野 由季子委員、 西山 祐子 委員、花光 潤一 委員、  
林 明美 委員、原田 智恵子委員、 松本 喜美子委員、村上 順一 委員、  
〔伊丹警察署生活安全課 中尾 豊 係長(福田 直 委員の代理)〕

傍聴者 1名傍聴

事務局 皆様こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。  
ただ今より、平成28年度第1回伊丹市いじめ防止等対策審議会を始めさせていただきます。  
私は、本日の進行を務めさせていただきます伊丹市教育委員会事務局学校指導課の福本でござ  
います。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議につきましては、議事録作成の関係から、録音をさせていただくことにつきまして、ご  
了解いただきますようお願いいたします。

事務局 それでは、江原教育委員、教育長職務代行者より委嘱状・任命通知書を交付させていただきます。

次に、平成28年度伊丹市いじめ防止等対策審議会委員の皆様の紹介に入らせていただきます  
す。審議会委員名簿をご覧ください。50音順の委員名簿がございます。ご出席は17名になり  
ます。これより、名簿の順にご紹介をさせていただきます。

兵庫教育大学大学院教授 新井 肇 委員です。

伊丹市教育委員会事務局学校指導課 スクールソーシャルワーカー 池田 修一 委員です。

伊丹市人権擁護委員会代表 石崎 和美 委員です。

伊丹市PTA連合会会長 大路 周宏 委員です。

岡野法律事務所弁護士 岡野 英雄 委員です。

伊丹市立中学校長会代表 佐藤 幸宏 委員です。

臨床心理士の 鈴木 隆一 委員です。

伊丹市民生委員児童委員連合会代表 田中 孝治 委員です。

川西子ども家庭センター所長 中西 史宏 委員です。

医師 仲野 由季子 委員です。

伊丹市立幼稚園長会代表 西山 祐子 委員です。

伊丹市立小学校長会代表 花光 潤一 委員です。

伊丹市少年補導委員連合会会長 林 明美 委員です。

伊丹市自治会連合会代表 原田 智恵子 委員です。

伊丹警察署生活安全課長 福田 直 委員です。

伊丹市人権・同和教育研究協議会会長 松本 喜美子 委員です。

伊丹市教育委員会事務局学校教育部長 村上 順一 委員です。

ありがとうございました。

次に、会長の選任でございますが、事務局案としまして、昨年度に続きまして、会長に新井 肇 委員、副会長に佐藤幸宏 委員を提案させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

「異議なし」

よろしいでしょうか。

拍手（会長・副会長決定）

事務局 会長に新井 肇委員、副会長に佐藤 幸宏委員、よろしくお願いいたします。

新井会長、佐藤副会長につきましては、会長・副会長席へ移動をお願いいたします。

それでは、会長にご挨拶いただきますとともに、新井会長に進行のバトンをお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

新井会長 改めましておはようございます。会長を仰せつかり、重責を感じております。伊丹市の子どもたちのためにがんばってまいりますので、よろしくお願いいたします。法の成立の時に3年を目途に法を見直すと言われていましたので、見直す時期となり、国や学校のいじめ対策の基本方針に少しずつ変化がでてくるかもしれません。

これまで、大きないじめ事案が起こっても、危機意識の高まりが2～3年で薄れていく。そうならないよう大津市のいじめによる自殺事案のあと法が整備されました。しかし、矢巾町の自殺事件が起こりましたことは、残念でなりません。昨年度のフォーラムで子どもが主体的に取り組む様子を見て、子どもの力を信じていこうと思いました。大人に相談しなさいと子どもたちに言う以上、大人は子ども達の相談にこたえられる存在であることが必要です。教職員をはじめ、法の制定により負担は増えているかも知れませんが、今は、生みの苦しみで、組織的な対応や子どもの主体的な取組を進めることで、いじめが少しでも減ることを期待します。そのように取り組める議論を進めてまいりたいと、微力ではありますが、考えていますので、よろしくお願いいたします。

事務局 はじめに、会議は原則として公開であります。「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第4条「審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、傍聴に関する手続き及び遵守事項は、会長が別に定める。」に基づき、第2条の傍聴定員でございますが、「会長は、開

催場所の定員等を勘案し、傍聴者の数を制限することができる」とあります。なお、傍聴希望者がその人数を上回る場合は、抽選によって傍聴者を決めることにしております。本日は傍聴希望の方がおられますので、傍聴定員を決める必要がございます。

本日、傍聴者の方がおられるということですので、この傍聴要領に従いまして、傍聴定員を決めたいと思います。本日1名の傍聴希望者がおられますが、今回は会場内に希望者全ての傍聴を許可いたしますがいかがでしょうか。

新井会長     では、ここで、傍聴者の方に入ってくださいことにします。

ここで傍聴要領について確認しておきます。

傍聴要領第5条第3項にありますように、傍聴者の方は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。また、第6条にありますように、机上に資料を配付しておりますが、持ち帰り可能な資料は会議次第のみとさせていただきます。

その他、傍聴者の方は、この傍聴要領の内容を遵守していただきますようお願いいたします。

今後、委員の皆様には審議をお願いするわけですが、本審議会におきましては会議録（議事録）が必要でございます。

「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条により、「会議録は会長が作成する」「会議録には会長が指名した2人の出席委員が署名する」と定められております。恐れ入りますが、本日の会議につきましては、名簿の50音順で池田委員と石崎委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

また、同じく第5条に「会議録」は「議事の要旨を記載する」こととなっておりますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、まず、「伊丹市におけるいじめの現状について」事務局よりよろしく申し上げます。

事務局     伊丹市におけるいじめの現状についてご説明いたします。

いじめ防止等のための基本方針は、1つは、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるとともに、人権に関わる問題であり、絶対に許されるものではないという認識の下、「しない、させない、許さない」という姿勢を、学校の内外を問わず、子どもに関わるすべての大人が共有するべきものである。

2つめに、いじめの問題の克服への取組は、すべての子どもにとって開かれた、安心安全で充実した学びを提供できる学校づくりを目指して行われるべきものである。

この2点を基本方針と定めて、いじめの防止等の取組に努めております。

具体的な対応としては、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」、「学校いじめ防止基本方針」、及び県教育委員会から発出された「いじめ対応マニュアル」そして、現在、作成していますが、市内で発生したいじめを収集し、整理、分析した「いじめの問題等に関する生徒指導対応事例集」を踏まえた取組を充実させてまいります。

いじめの認知件数については、「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を現在、各学校に調査依頼中ですので暫定の数値であり、平成27年度は若

干、数値の増減があることを最初に申し添えます。

これまでも、本市は、積極的にいじめを発見し、解消に向けて取り組みました。そのため、本市のいじめの認知件数の割合は、県・全国を大きく上回っております。それに併せて、平成 27 年度の岩手県矢巾町の自殺事案を受け、国から積極的にいじめを認知するよう通知文が出されました。

小学校の認知件数は、前年度のおよそ 2 倍となっております。また、中学校の認知件数は、前年度を下回っていますが、先生方が積極的にいじめを発見し、認知したため、千人あたりの認知件数の割合は、全国のおよそ 2 倍、県のおよそ 5 倍の認知件数となっております。今後も、各学校におきましては、積極的にいじめを発見し、解消に向けて取り組んでまいります。

なお、平成 27 年度のいじめの認知件数は、第 2 回いじめ防止等対策審議会において報告いたします。

また、いじめ防止対策推進法「第 5 章重大事態への対処第 28 条第 1 項第 2 号」いわゆるいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事案が、中学校において 2 件発生いたしました。

いずれも、学校が調査主体となり報告書をまとめ、教育長及び市長に報告を行いました。

平成 27 年度のいじめの未然防止、早期発見のための取組についてですが、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ防止等の対応を図りました。主な取組は、1 つ「伊丹っ子ルールブック」「いたみっこのおやくそくカード」を活用し、園児児童生徒の規範意識の醸成を図りました。2 つめは、道徳教育の充実を図り、全教育活動を通して、望ましい人間関係づくりを推進しました。3 つめは、定期的なアンケート調査を実施しています。アンケート調査は、学期に 1 回実施し、6、11 月は市内統一調査であります。4 つめは、校内に、「相談窓口」を設置し、児童生徒が気軽に相談できるような体制づくりに努めました。5 つめが、カウンセリングマインド研修を年間 2 回実施しています。最後に、担任が一人で抱え込むことがないように学校長を中心に「いじめ対応チーム」による生徒指導体制の整備を図りました。

市教育委員会としましては、教育委員会の附属機関である本審議会を 4 回開催し、いじめの防止、早期発見及び、対処の充実に努めるとともに、市民フォーラムを開催するなど、いじめの問題を全市的な取組となるよう努めました。

また、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しを行いました。主な取組としては、学校、家庭、地域等がいじめの問題に取り組む具体的な対応策をまとめた「伊丹市いじめ防止等対策リーフレット」を配付いたしました。並びに、携帯・スマホ問題の対応としまして、PTA 連合会と共同して、「携帯・スマホ緊急アピール」を作成、配付するとともに、『大切な子どもを「ネット依存症」にしないために』も作成し、家庭、関係機関等に配付しました。これらのリーフレットは本日、みなさまに配付しております。

さらに、子ども達が主体的に取り組めるように、昨年、8 月 5 日に市内全中学校の生徒会が一堂に介し、「中学校生徒会リーダーズセミナー」を開催し、市内で共通の携帯・スマホの使用についてのルールづくりを作成しました。

次に、教職員のいじめの防止、早期発見、早期対応できるよう「こころの理解講座研修」を5,7,8月に5回開催し、延べ178名の教職員が参加いたしました。

また、「伊丹っ子ルールブック」「いたみっこのおやくそくカード」により、園児・児童生徒の規範意識の醸成を図りました。さらに、子どもたちの豊かな心を育むため、「町の先生」制度推進事業（地域人材派遣）を通して、自他の命を大切にする教育を推進しました。定期的に生徒指導担当者会を開催し、いじめ現状や未然防止の方策について情報交換等を実施しました。

最後に、市内で発生したいじめの問題の対応において苦慮した事例や、関係機関との連携等によって解消した事例を収集しました。

次に、いじめが発生した場合の取組については、学校としては、1つめは、学校長を中心とした「いじめ対応チーム」により、いじめの早期解消に努めます。また、全小中高等学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、対象児童生徒などの心のケアを行います。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、必要に応じて、こども家庭課、こども家庭センター、警察と連携して対応いたします。

市教育委員会としては、必要に応じて、関係校へ指導主事や学校問題解決支援チームのメンバーを派遣し、早期対応を図れるよう学校を支援します。

さらに、総合教育センター等の来所相談や電話相談を活用し、いじめに悩む児童生徒や保護者に対して適切な支援を行います。いじめ再発防止のため、取組チェックシート等を関係校へ配付するなど、指導いたします。

こころの理解講座には、毎年、本審議会の委員長であります新井教授にご指導をいただいております。

次に、平成28年度の取組としましては、昨年度の取組をさらに充実したものとするとともに、昨年度、すでに全小中高等学校において実施していただいている潜在化、複雑化する携帯・スマホの問題についても、対応を図ってまいります。特に、今年度は、兵庫県立大学と連携した携帯・スマホ教室を開催して参ります。

以上が、「伊丹市におけるいじめの現状について」の説明です。

新井会長 ありがとうございます。詳しい説明をいただきましたが、今の報告についてご質問はありませんか。

認知件数の問題が出ました。認知件数が多い自治体は、対策が打てていないと言われていましたが、矢巾町の件が出て、その前年度の全国の認知件数を調べたところ、1000人当たりの認知件数が一番多いところと少ないところで90倍の差がありました。その後、認知件数が多い方がしっかりと対策をしている自治体だという認識に変わりました。兵庫県は認知件数では下から数えた方が早いですが、その中で、伊丹市はしっかりと対策ができています。対策だけでなく、解消されているのが大切です。

基本方針は作ったら終わりではなく、見直していく必要があります。見直しがどういうところに必要かも併せて説明をお願いします。

事務局 伊丹市いじめ防止等のための基本的方針の改訂(案)についてご説明とご提案いたします。  
初回でありますので、改めて、という部分もありますが、ご説明差し上げます。

いじめ防止対策推進法が平成25年9月28日に施行されました。その第12条に、「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的活効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」とあります。また、平成25年10月11日には、国のいじめ防止等のための基本方針が文部科学大臣決定されています。

本市においては、その後すぐ、平成26年4月に、いち早く、「伊丹市いじめ防止等のための基本的方針」を策定したところです。本日初めて委員としてお越しの方もおられますので、改めて伊丹市の基本方針について少しご説明いたしますと、伊丹の基本方針には、国の方針に加えて、幼稚園など就学前教育や道徳教育、人権教育、わかる授業づくり、言葉を大切に教育の推進、自尊感情の育成など、特に、いじめの未然防止において、伊丹として大切にしている教育や活動等を独自に盛り込んで作成しました。

作成後も、これで完成というのではなく、そのときどきの実状に合わせて、実効性のあるものにしていくために、毎年、見直しを行っているところです。

今年度も、昨年度の2月29日の第4回伊丹市いじめ防止等対策審議会において、各委員からいただいたご意見等から以下の11点について変更・追記いたしました。各部分について、ご説明申し上げます。

まず、1点目、前回、委員の方から、地域の方々を学校にどう入れるのかということについてのご意見がありました。5ページをご覧ください。

伊丹市においては、今後5年間の内に、計画的に市内全ての小・中・高等学校において、コミュニティスクール、学校運営協議会制度を導入し、学校、家庭、地域が連携して子ども達を育てる仕組みづくりを整えているところです。すでに、昨年度末に4校がコミュニティスクールに指定し、取組を進め始めています。

そのことから、p5「(5)家庭や地域との連携」の6行目に「なお、学校運営協議会が設置されている学校においては、学校運営の基本的な方針に示されているいじめ防止等の取組について、学校運営協議会の承認を受ける必要がある。」と追記いたしました。つまり、コミュニティスクールにおいては、学校運営協議会において、学校の教育の基本方針について、年度初めに校長が説明の上、承認を求めると同じように、いじめの基本方針についても必要に応じて意見を頂戴しながら承認を得ると言うことです。

2点目です。委員の方々からは、学校が何をすればよいかわかるよう、より具体的な手立て等の記述も必要ではないかというご意見をいただいております。そこで、p8「③教員の資質の向上」です。いじめ問題は潜在化、複雑化しており、大人たちの分からないところで行われることが多く、その対応も難しいものとなっております。

そのため、いじめ問題の対応において苦慮した事例や、関係機関との連携等によって解消した事例を各学校から収集しているところです。今年度、それについて、整理・分析し、まとめて参る予定ですので、「いじめの問題等に関する生徒指導対応事例集」を追記しております。

3点目、p9「③学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実」です。すべての学校において作成し毎年、見直している「学校いじめ防止基本方針」ですが、あるけれど知らない、ではなく、あって使うものにして参りたいと思っております。いじめ対応マニュアルにあわせ、活用していくものとして追記し、いじめ防止等の取組の充実にいかしていただくようにと考えております。

4点目は、p10「(7)特別な支援を要する児童等に対する配慮 ①障害についての全市的な理解の促進」についてです。委員の方より、個に応じた支援、個別の配慮の必要性について、ご意見をいただいております。また、今年度、4月1日に、いわゆる障害者差別解消法が施行され、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築及びその理解、啓発が進められているところです。個に応じた変更や調整等、合理的配慮が公的機関においては義務化されたところです。伊丹市におきましては、昨年度までの3年間、文部科学省のインクルーシブに係る事業を受託おりました。そこで、ご覧のように、インクルーシブ教育システムの構築という文言を追記いたしました。

また、伊丹市においては、障害の害の文字については、人に係る場合は、ひらがなにする、人に係らない場合は漢字で、というルールがございますので、それにならって、表記の変更を行っております。

5点目は、「(5)校種間の連携、①就学前教育との連携」の2段落目、かぎかつこの部分です。「幼小」となっておりますが、保育所とのカリキュラムでの連携も必要であるということで、改訂を行っております。「幼小」の部分「保幼小」保育所の保を付け加えて、25年度となっているところを26年度とさせていただきます。と思います。

6点目は、同じくp14「(6)いじめの防止 ②道徳教育の充実」です。小学校においては平成30年度、中学校では31年度に道徳が教科化される見通しです。文部科学省から以前は「心のノート」が配付されていたのですが、それに変わって、「私たちの道徳」が配付され、現在、活用しております。そのため、「心のノート」から「私たちの道徳」に変更いたしました。

7点目は、昨年ご意見をいただきました「性的な問題についての取組」です。p14～15にかけて記載している「③人権教育の充実」をご覧ください。「多様な性についても考えさせ、お互いの価値観を認め合える仲間づくりに取り組む必要がある。そのため、教職員の人権感覚を育成し、様々な課題に対する理解を深めるための研修の機会を積極的に設けていく。」と記載し、性的な課題についても理解を深め、対応していきたいと考えています。

8点目は、p23をご覧ください。「重大事態への対処」としまして、平成28年3月文部科学省初等中等教育局から、「不登校重大事態に係る調査の指針」が打ち出されました。その対応等については、本指針を参考にするよう記載いたしました。

これは、欠席が30日になる前から児童生徒への聴取に着手する等、児童生徒の学校復帰への支援と再発防止を主な目的とした指針です。委員の皆様には、本指針を配付しておりますので、後ほどご覧ください。

9点目は、p24です。いじめの重大事態には、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」と「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると

認めるとき」の 2 点あります。調査の主体については、前者が教育委員会とし、後者を学校とすることを原則とするよう具体的に記載しました。

10 点目は、p 25 の下段をご覧ください。いじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版が出されておりますので変更しております。この協力者にも、もちろん、新井先生が名を連ねておられます。委員の皆様には、本指針の「概要版」を配付しております。

最後に、11 点目、自殺予防教育の推進としまして p 27 をご覧ください。「(5)その他の留意事項」の 4 段落目です。「なお、学校の実情及び、児童等の発達段階に応じた自殺予防教育を進めることが望まれる。例えば、「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（平成 26 年 7 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）及び、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成 21 年 3 月文部科学省）等を参考とするものとする」と記載し、自殺予防教育の推進についても記載いたしました。

以上が、平成 27 年度に委員の皆様からいただきました貴重なご意見等をもとに改正したく存じます「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂の案です。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

新井会長 ありがとうございます。平成 27 年度の第 4 回本審議会を受けて、改定案を詳しくご説明いただきましたが、今の説明についてご質問はありませんか。

一つ一つ確認したほうがよろしいでしょうか。一括でよろしいでしょうか。11 カ所の追加や修正がありますが。新たな視点としては、コミュニティスクールの考え方を盛り込んだことが一点、性に関する課題があまり表にはでていませんが、いじめがらみでも潜在的な問題になっていることがあるので入れる。重大事態、不登校については、学校ですすめる、それ以外には教育委員会がすすめると具体的に明記する。あとは、障害者差別解消法がかわったことによる追記というようなことですが。

以上 11 点を変更して、伊丹市いじめ防止等のための基本方針を改訂して、改訂版を出すわけですが、基本方針にもう少し盛り込みたいことがある、あるいは実効生を高めるために入れたい事項等はありませんか。すぐに取り入れるという訳にはいかないものもあるでしょうが、参考にしていきたいと思います。

花光委員 不登校の未然防止ということで、福井県に先進校視察に行きました。小学校と中学校を訪問し、福井でもいじめ、不登校の問題にも全力で取り組んでいました。訪問した学校は、片親家庭が 30%、就学援助が 25%であり、居心地のいいクラス作りや、達成感成就感の得られる授業作りを大切に、取り組まれていました。福井が伊丹市よりすばらしいと思ったところは、課題に対する教職員の共通認識であり、だれがいつまでにどこまでするのかというところまで、認識できていました。基本方針の観点については、このようなことが網羅されていると思いました。

新井会長 教員の危機意識を継続し、高めていく。具体的な共通認識を行う点で、何かありますか。

事務局 現場で学んできたことは、伊丹市の現場でも生かしたい。基本方針や今後の取り組みにもあるように、苦慮した事例や配慮を要した事例を話し合う中で、目の前の子どもたちに返していきたい。担当者会での話を現場に返してもらうようお願いしていきます。

新井会長 研修に出た人は理解が深まります。それを現場にどう返していくのが大切です。必ず現場に返していくよう伝えていく必要があります。

鈴木委員 p14～15 に書かれていることは、不登校にのみならず、学校教育に多く関わる充実した学校生活を子どもが送れることにつながります。すべてに波及することであるという印象を受けました。

新井会長 いじめの未然防止に取り組むことが学校全体の子ども達の居心地の良さにつながります。

村上委員 基本方針については、毎年見直すことが大切です。今回も新たな視点を入れていきます。そして、伊丹が目指す教育に近づけております。昨年度も、各学校での基本方針を見直してもらっています。これを受けて各校に広がり、教職員が共通認識していく流れをつくっていきたいと考えております。

新井会長 学校の基本方針を読みましたか？と生徒たちに聞くと、ほとんどが読んでいない。見直すことを通じて、方針への認識を深めることが大切だと思います。

学校の外からのご意見もいただきたいのですが、いかがですか。状況等いかがでしょうか。林委員いかがでしょうか。

林委員 初めて参加します。とても細かく取り組んでおられると感じました。すばらしいということと会長が言われた学校によって、先生によって、温度差があると感じます。補導員の立場から先生と交流しますが、PTAの方と話す、担任の先生にも温度差があるようで、研修に参加した先生やそうでない先生で意識の差を感じます。学校内の意識が高まれば、もっと変わっていくのかなと思います。

佐藤副会長 学級は担任が窓口、全体は生徒指導。組織は整っているが、どう広げていくかが課題です。市の基本方針ができ、担当者会での意識は高まっている。事例集がいい例であります。生徒指導担当者会において、市内の情報交換を月一回実施しています。別な切り口として、事案についての成功例や失敗例について担当者が協議をしておろしていくという形に変わりつつあります。本校でも、生徒の実態把握が変わりつつあります。日頃から、子どもの動きにチェックシートを活用した取組となっています。教員も方針があっても、具体の動きがなければつながりません。しっかりと記録する行為を通して、基本方針を理解するという動きになっています。時間がかかりますが、いろいろな見方や視点を形にして共有していく必要を感じています。それをしっかりと教職員に伝えていきたいです。

中西委員 かなり細かな点まで記載された基本方針だと感心しています。すべての先生にどうやって意識をもってもらうかが大切です。いじめ発見の現場は家庭、担任、生徒指導になることが多いと思います。先生が現場で生徒の変化などをどうやって見つけていくのか。そのためには、細かく子ども達と関わらなければわからない。いかに現場の先生がこれを理解し、どう対応していくのかということを理解して、実践に移してもらいたいと思います。

新井会長 主体的に子ども達と関わるのが大切。与えられて点検するのではなく、本校独自のチェックシートを作ろうという動きからでてくる。そういう機会がもてるといいと感じます。

石崎委員 感想ですが、自殺防止の点で、教師の対応マニュアルは高度で誰にもできることではありません。そこをどうしていくのか。命を守るということを子どもに伝えていくのが大人の役目であると思います。

新井会長 誰が担い手になるのかも検討材料になります。

新井会長 次に、平成 28 年度伊丹市いじめ防止フォーラムについて協議いたします。

事務局 平成 27 年度は、平成 28 年 2 月 7 日にスワンホールにおいて、約 200 名の中学生、教職員、PTA、関係機関が一堂に会して、いじめの取組の発表や討論会を行いました。

一部は、北中学校生徒会が「生徒会による携帯・スマホに関するルールについて一生徒会活性化推進事業を受けて」と題しての発表と、西中学校生徒会が「西中学校いじめ防止宣言を含むいじめの防止の取組」について発表してもらいました。

二部は、「いじめを生まない街づくりーネットいじめを中心にー」と題して、市内すべての中学校生徒会代表生徒と、保護者、教員、警察の代表者がパネリストとなり、新井先生がコーディネーターを務め、討論会を行いました。

今年度は、11 月 12 日（土）にスワンホールにおいて開催する予定です。

新井会長 今、説明がありましたいじめ防止フォーラムについて、みなさまのご意見を賜りたいと考えております。忌憚のないご意見をお願いします。

みなさまのアイデアで、いじめ防止につながる活動ができれば、いかがでしょうか。

大路委員 昨年参加しました。各校代表という立場の生徒のため、いい子が多かったです。学校に行けてない子、いじめを克服した子、現在いじめられている子はしんどいだろうが、子ども達の生の意見を聞ける機会がいい。他市でもいい。映像でもいい。いじめには原因があります。家庭の問題などの悩みのはけ口にいじめをすることも多いと感じています。基本方針もいいことが書いているが、早期発見できてもどうアプローチするかを考えなければならない。どれだけ多くの目で関わられるかが重要です。悩んでいる子どもの話を聞けたらいいのかなと思います。

新井会長 参加した生徒たちは、みんな自分の意見をいう優秀な子でした。しかし、自分の学校の基本方針はやはり読んでなかったです。基本方針を知りませんでした。

子ども達から、なぜ、加害行為をしたのか、もう一步踏み込んでいくのがよいという意見をいただきました。他、どうでしょうか。

鈴木委員 大路委員の意見に賛成です。現在進行中のいじめを受けている子から話を聞くことは難しい。しかし、過去にいじめを受け、大人になって通常の生活を受けられるようになった人なら可能ではないでしょうか。

新井会長 体験者にきてもらって話題提供してもらえないかというご意見です。

田中委員 立場上、お年寄りに会うことも多い。お年寄りの中でもいじめはある。実態調査を行っている。何かあるなと思ったら訪問して聞いている。民生委員の中でも事例発表している。地方でもしてもらったりしている。そういうのが、一番早くてわかりやすい。話す勇気は必要ですが。

新井会長 いじめは子どもだけの問題ではない。大人でもあるということです。

岡野委員 p5の学校運営協議会のことです。去年図書館で行われた会議のことですが、地域の大人を学校に入れていじめ防止に役立てたらどうかという意見が出ました。会議にはそういうメンバーは入っていない。65～70歳くらいの人で保護者でない人を学校に入れて、大人の目を学校に光らせるようにしたらどうかという案が出ました。29年度か30年度でいいが、いじめ防止にも地域の目を活用したらどうかということを考えています。

新井会長 学校運営協議会だけでなく、学校に大人の目を入れていくことが課題だということです。

松本委員 今年で2年目の参加です。いじめは学校だけでなく、人間がもつものだと思います。立場が人権なので講演会を実施します。今年度は同和問題を扱いますが、1年間、同じテーマですべての団体が取り組んではどうでしょうか。被害者、加害者の根本に向かってみんなが勉強する機会を教育委員会が作っていただけないでしょうか。知らなかったということがでてくるので、連携した会の持ち方があってもいいのではないのでしょうか。

新井会長 この会自体が、様々な団体からいろんな声を集めています。それぞれの団体で、いじめに関するテーマをたてて、各団体でどういうことがあったか、学んだか、話し合ったかを吸い上げ、また会に持ち寄る。そうすれば、いじめに関する協議が広がる。その仕掛けを次の会までに事務局で考えてもらえないでしょうか。

事務局 いただいた意見をもとに、この会がいじめに正面から向き合える。いろんな立場の方が参

加いただいています。ここで共有したことをそれぞれ持ち帰って、各団体で研修をもってみようとおもってもらえたらありがたいです。研修講師などの相談はしていただけたらと思います。

林委員 補導委員の林です。補導委員でも研修をしていますが、いじめというよりは交通ルールやスマホの問題を扱ってきた。いじめをテーマにしたものは少なかった。PTAと一緒に研修会をすることもありますが、きてほしい方にきてもらえない。そういうところにしんどい家庭環境があり、子どもは話してみるといい子だが、その子どものおかれた環境から悪さをしたりしているように感じる時があります。講演会などは、もっと若いお母さんに聞いてもらいたいと思うこともあります。聞いてほしい方に呼びかけることも力があるのかなと思います。

新井会長 聞かせたい者がいない、という現状があるので、ネットワークを使って広げることが大切だと思います。

石崎委員 人権擁護委員です。児童クラブでいじめをテーマに紙芝居などを実施している。中学校ではDVDなどを見て討議をしています。また各団体で呼んでください。

新井会長 市教委がとりまとめて広報してもらってもいいですね。

岡野委員 人権擁護委員で、SOSミニレターという制度を行っています。基本方針の中にSOSミニレターがでてこないなので、何かの機会に活用を考えていただけたらと思っています。

新井会長 パンフレットがありますね。基本方針に盛り込んだらどうかということですね。

石崎委員 電話番号があります。

新井会長 他、いかがでしょうか。いじめをめぐることで何でも結構です。

仲野委員 ネットワークを広げ、子どもの声を拾える場をどう作っていくか、学校だけがいじめが起こる場ではありません。学校医として、何ができるかということをお話したことがあります。そういった広がり社会総掛かりという意味をもちます。いじめの加害者はストレスを抱えています。その家庭背景をどう支えるか。できることできないことを考え、住みよい社会を作っていくことが大切です。

新井会長 具体策として、共通の課題を見いだすこと。体験者の声を聞くこと。そういう意見がでたので、それらを踏まえて取り組んでいきます。

みなさまから頂戴しましたご意見をもとに、今後、事務局とともに協議し、次回の審議会において粗方の案をお伝えしたいと考えます。

今後、本日出ましたご意見を各学校にお伝えいただき、伊丹市の子どもたちにとって、実効性のあるいじめ防止等の取組につなげていければと思います。どうぞよろしく願いいたします。それでは、本日はこれまでといたしまして、事務局にマイクをお返しいたします。

事務局 本日は、初回にもかかわりませず長時間、熱心にご審議いただきましてありがとうございます。次回、第2回の日程につきましては、10月17日を予定しております。

本日、配布しております資料につきましては、次回からの会議におきましてもご持参いただきますようよろしくお願いいたします。

また、お車でお越しの方は、後方に駐車券を通す機械がございますのでご利用ください。

以上で本日の会議を終わらせていただきます。長時間お疲れ様でございました。